

スチュワードシップの自己評価及び活動報告

(2022年1月～2022年12月)

- 各原則に対する主な取り組みと自己評価は以下の通りです。
- 対象期間において各原則に対して適切に取り組んでいると評価しております。
- 今後も継続して情報収集・分析等を通じてスチュワードシップ活動の充実を図ってまいります。

スチュワードシップ・コード諸原則	当社の取組 / 自己評価 (2022/1 ~ 2022/12)	
1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	当社の取組	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、スチュワードシップ責任を果たすための方針を策定し当社のウェブサイトで公表しております。
	自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 当社は当原則に沿って適切に対応しております。
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	当社の取組	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、利益相反を回避するための議決権行使のプロセスを制定しており、当プロセスに基づいて議決権行使を行い、潜在的な利益相反リスクを確認しております。
	自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 当社は当原則に沿って適切に対応しております。
3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。	当社の取組	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ESGスコア等の非財務情報を活用し、投資先企業のモニタリングを行うとともに、投資先企業との対話に活用しました。
	自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 当社は当原則に沿って投資先企業の状況を的確に把握することに努めました。
4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	当社の取組	<ul style="list-style-type: none"> 当報告期間において、持続的成長への課題がある企業への指摘を対話を通して行うなど、問題の改善に努めてまいりました。例として、厳しい競争に直面している投資先企業との対話を持ち、持続的な成長のための改善策について対話し理解に努めました。
	自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 今後も投資先企業の情報収集に努め、対話の充実を図り、問題の改善に貢献してまいります。

スチュワードシップの自己評価及び活動報告 (2022年1月～2022年12月)

スチュワードシップ・コード諸原則	当社の取組 / 自己評価 (2022/1 ~ 2022/12)	
<p>5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。</p>	<p>当社の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> 議決権行使ガイドラインのレビューを実施致しました。 当社は、議決権行使ガイドラインに基づき、開催された投資先企業の株主総会について、全議案の議決権の行使を実施いたしました。 議決権行使結果は、当社のウェブサイトで公表しております。
<p>6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。</p>	<p>当社の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投資先企業毎かつ議案毎に議決権行使結果を公表いたしました。 スチュワードシップの自己評価及び活動報告は、ウェブサイトで公表しております。
<p>7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。</p>	<p>当社の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投資先企業の発行するレポートやウェブサイトを活用し、投資先企業の事業環境等の理解に努めております。 アクサグループの責任投資戦略に取り組む会議体に定期的に参加し、ESGの最新のテーマ・動向などの情報を入手・意見交換を行うことで、スチュワードシップ活動能力の向上に努めました。
<p>8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。</p>	<p>当社は機関投資家向けサービス提供者ではないため本原則は該当いたしません。</p>	